



市章

大津市公報

令和7年3月31日
号外（第18号）

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目次	
○ 規則	
17 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	1
18 大津市市税規則の一部を改正する規則……………	2
19 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則 の一部を改正する規則……………	3

規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和7年3月31日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第17号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和54年規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条の2関係）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,499円	13,975円
20歳以上25歳未満	6,143円	13,975円
25歳以上30歳未満	6,703円	15,237円
30歳以上35歳未満	7,023円	18,016円
35歳以上40歳未満	7,326円	20,864円
40歳以上45歳未満	7,576円	22,564円
45歳以上50歳未満	7,766円	23,666円
50歳以上55歳未満	7,711円	25,354円
55歳以上60歳未満	7,348円	26,187円
60歳以上65歳未満	6,192円	22,694円
65歳以上70歳未満	4,200円	17,484円
70歳以上	4,200円	13,975円

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第18号

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則（昭和35年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第35条の見出し中「寄附金等」を「寄附金」に改め、同条第3項中「掲げる金銭」を「掲げる寄附金」に、「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条」を「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条」に、「又は滋賀県教育委員会の許可」を「の認可」に、「第1条」を「第2条第1項第1号」に、「金銭と」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金と」に改める。

第57条第1項中「ウ」を「エ」に改め、「特定小型原動機付自転車」の次に「（以下「特定小型原動機付自転車」という。）」を加え、同条第2項中「様式第90号」の次に「（特定小型原動機付自転車にあっては、様式第90号の2）」を加える。

第60条第2項中「1の」を「一の」に、「1枚を」を「原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）及び小型特殊自動車に係る試乗標識にあっては1枚を、特定小型原動機付自転車に係る試乗標識にあっては1枚をそれぞれ」に改める。

様式第50号（表）中「☐ 健康保険証 ☐ 年金手帳」を「☐ 年金手帳」に改める。

様式第84号中

「

2 使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
-----------	-----------------

を

」

「

2 種 別	☐ 原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）・小型特殊自動車 ☐ 特定小型原動機付自転車
3 使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

に、

」

「

3 試乗用の車両を使用 する事業所の名称
4 添 付 書 類

を

「

4 試乗用の車両を使用 する事業所の名称
5 添 付 書 類

に改める。

」

」

「

免 許 証

様式第88号中

を

「

免 許 情 報

に、「交付年月日」を「免許の年月日」に、「☐ 自動車運転免許証

」

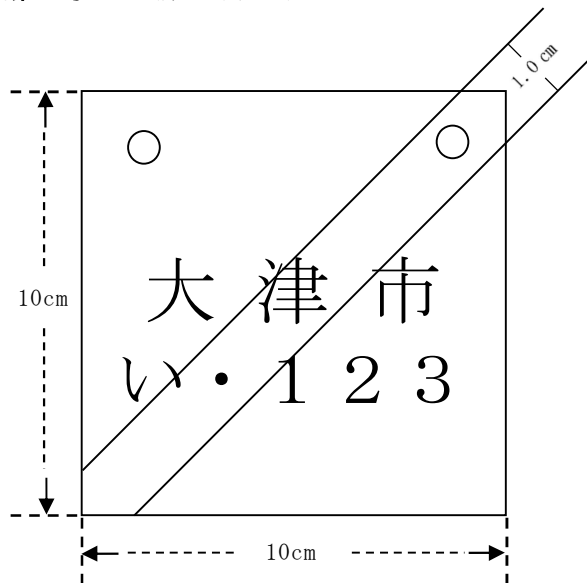
」

」を「☐ 自動車運転免許証
☐ 免許情報記録個人番号カード」に改める。

様式第89号中「第88条第1号ア」の次に「及びウ」を加え、「第88条第1号ウ」を「第88条第1号エ」に、「第88条第1号エ」を「第88条第1号オ」に改める。

様式第89号の2中「第88条第1号ア」の次に「及びウ」を加え、「第88条第1号ウ」を「第88条第1号エ」に改める。

様式第90号の次に次の1様式を加える。

様式第90号の2（第57条関係）**備考**

試乗標識の地の塗色は白、文字の塗色は濃紺色、斜線は赤色とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第35条の見出し及び同条第3項の改正規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大津市市税規則様式第50号、様式第84号及び様式第88号の規定により調製した申請書は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第19号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第135号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「81,290円」を「85,490円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「40,600円」を「42,700円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の本則の表の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。